

平成 29 年 5 月 19 日

各 位

会社名 倉庫精練株式会社
代表者名 代表取締役社長 中前 和宏
(コード番号 3578 東証第二部)
問合せ先 総務課長 上田 紀昭
(TEL. 076-249-3131)

**丸井織物株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果
並びに親会社、主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ**

丸井織物株式会社（以下「公開買付者」といいます。）が平成 29 年 3 月 28 日から実施して
おりました当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開
買付け」といいます。）が平成 29 年 5 月 18 日をもって終了いたしましたので、以下のとおりお
知らせいたします。

また、本公開買付けの結果、本公開買付けの決済の開始日である平成 29 年 5 月 24 日をもって、
当社の親会社、主要株主である筆頭株主に異動が発生する見込みとなりましたので、以下のとお
り併せてお知らせいたします。

記

1. 本公開買付けの結果について

当社は、公開買付者より、添付資料「倉庫精練株式会社株券（証券コード 3578）に対する
公開買付けの結果に関するお知らせ」に記載のとおり、本公開買付けの結果について報告を
受けました。

2. 親会社、及び主要株主である筆頭株主の異動について

(1) 異動予定年月日

平成 29 年 5 月 24 日（本公開買付けの決済の開始日）

(2) 異動に至った経緯

公開買付者は、平成 29 年 3 月 27 日に本公開買付けを行う旨を公表し、当社は、同日開
催の当社取締役会において、本公開買付けについて、賛同する旨の意見を表明するととも
に、本公開買付けにおいては買付予定数の上限が設定され、当社株式の上場廃止を企図し
たものではないことから、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、
株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議いたしました。本公開買付けは、平成 29 年 3 月 28
日から平成 29 年 5 月 18 日まで実施されましたが、当社は、公開買付者より、本公開買付
けを通じて、公開買付者が当社株式 3,563,000 株を取得することとなった旨の報告を受け
ました。

この結果、本公開買付けの決済の開始日である平成 29 年 5 月 24 日付で、当社の総株主
等の議決権に対する公開買付者の所有する議決権の割合が過半数を超えることとなるため、
公開買付者は新たに当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなります。

3. 異動する株主の概要

新たに親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなる株主の概要

(1) 名 称	丸井織物株式会社		
(2) 所 在 地	石川県鹿島郡中能登町久乃木井部 15 番地		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 宮本 徹		
(4) 事 業 内 容	合繊織物及び合繊産業資材織物の製造並びに販売		
(5) 資 本 金	57,184 千円 (平成 29 年 3 月 28 日現在)		
(6) 設 立 年 月 日	昭和 31 年 4 月 11 日		
(7) 大株主及び持株比率	宮米織物株式会社 25.10% 宮本 シヅ子 14.28% 宮本 哲夫 6.99% 土田 章江 5.22%		
(8) 上 場 会 社 と 当 該 株 主 の 関 係	資本関係	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	グループ子会社コーコク機械株式会社にて機械の製造販売、メンテナンスの取引があります。	

4. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数及び議決権所有割合

丸井織物株式会社 (公開買付者)

	属性	議決権の数 (議決権所有割合)			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合 計	
異動前	—	—	—	—	—
異動後	親会社及び 主要株主であ る筆頭株主	3,563 個 (50.01%)	—	3,563 個 (50.01%)	第 1 位

(注 1) 本公開買付けにおいては、単元未満株式 (ただし、当社が所有する単元未満の自己株式を除きます。) 及び相互保有株式 (当社の持分法適用関連会社である株式会社キョクソーが所有する当社株式) についても本公開買付けの対象としていたため、異動前及び異動後の「議決権所有割合」は、当社が平成 29 年 2 月 10 日に公表した平成 29 年 3 月期第 3 四半期決算短信〔日本基準〕(連結) に記載された平成 28 年 12 月 31 日現在の発行済株式総数 (7,140,078 株) から、当社が平成 29 年 2 月 14 日に提出した第 164 期第 3 四半期報告書に記載された同日現在の当社が所有する自己株式数 (15,000 株) を控除した株式数 (7,125,078 株) に係る議決権の数 (7,125 個) (1 単元の株式数を 1,000 株として記載したもの。) を分母として計算しております。

(注 2) 上記の表における「議決権所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

5. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

当社は、本公開買付けの結果、公開買付者を非上場の親会社として持つこととなり、当社の非上場の親会社等として開示対象となります。

6. 今後の見通し

当社が平成 29 年 3 月 27 日に公表した「丸井織物株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明及び丸井織物株式会社との資本業務提携契約締結のお知らせ」（当社が平成 29 年 4 月 14 日に公表した「丸井織物株式会社による買付条件等の変更後の当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」により変更された内容、当社が平成 29 年 5 月 1 日に公表した「(訂正)「丸井織物株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明及び丸井織物株式会社との資本業務提携契約締結のお知らせ」の一部訂正について」により訂正された内容を含みます。)に記載の内容から変更はありません。本公開買付けは当社株式の上場廃止を企図したのではなく、本公開買付けの成立後も当社株式の上場は維持される予定です。

なお、親会社、主要株主である筆頭株主の異動が当社の業績に与える影響につきましては、今後公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

以 上

(添付資料)

公開買付者が本日公表した「倉庫精練株式会社株券（証券コード 3578）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」をご参照ください。

平成 29 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 丸井織物株式会社

代 表 者 名 代表取締役社長 宮本 徹

問 い 合 わ せ 先 専務取締役 宮本 好雄

電 話 番 号 0767-76-1337 (代表)

倉庫精練株式会社株券（証券コード 3578）に対する
公開買付けの結果に関するお知らせ

丸井織物株式会社（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 29 年 3 月 27 日開催の取締役会において、倉庫精練株式会社（コード番号 3578、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、平成 29 年 3 月 28 日より本公開買付けを実施していましたが、本公開買付けが平成 29 年 5 月 18 日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

丸井織物株式会社

石川県鹿島郡中能登町久乃木井部 15 番地

(2) 対象者の名称

倉庫精練株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
3,563,000 株	3,563,000 株	3,563,000 株

(注1) 当社は、対象者を当社の子会社とすることを目的としていることから、買付予定数の上限及び下限を、対象者が平成29年2月10日に公表した平成29年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)(以下「対象者第3四半期決算短信」といいます。)に記載された平成28年12月31日現在の対象者の発行済株式総数(7,140,078株)から、対象者が平成29年2月14日に提出した第164期第3四半期報告書(以下「対象者第3四半期報告書」といいます。)に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式(15,000株)を控除した株式数(7,125,078株)の過半数である3,562,540株に1単位(1,000株)未満に係る数を切り上げた株式数3,563,000株(所有割合:50.01%)としております。

(注2) 本公開買付けに応募された対象者株券等(以下「応募株券等」といいます。)の数の合計が買付予定数の下限(3,563,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の上限(3,563,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます)第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者の所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 単元未満株式(ただし、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。)及び相互保有株式(対象者の持分法適用関連会社である株式会社キョクソーが所有する対象者株式)についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に自己の株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等の期間

① 買付け等の期間

平成29年3月28日(火曜日)から平成29年5月18日(木曜日)まで(35営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

普通株式

1株につき金 160 円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計（4,325,366 株）が買付予定数の上限（3,563,000 株）を超えましたので、公開買付開始公告（その後の公開買付条件等の変更の公告により変更された事項を含みます。以下同じです。）及び公開買付届出書（その後提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。）に記載のとおり、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により、平成 29 年 5 月 19 日に、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株 券	4,325,366 株	3,563,547 株
新株予約権証券	— 株	— 株
新株予約権付社債券	— 株	— 株
株券等信託受益証券 ()	— 株	— 株
株券等預託証券 ()	— 株	— 株
合 計	4,325,366 株	3,563,547 株
(潜在株券等の数の合 計)	—	(— 株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	— 個	(買付け等前における株券等所有割合 — %)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	— 個	(買付け等前における株券等所有割合 — %)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	3,563 個	(買付け等後における株券等所有割合 50.01%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	— 個	(買付け等後における株券等所有割合 — %)
対象者の総株主の議決権の数	7,085 個	

(注1)「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者第3四半期報告書に記載された平成28年12月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を1,000株として記載されたもの)です。

ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株式(ただし、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。)及び相互保有株式(対象者の持分法適用関連会社である株式会社キョクソーが所有する対象者株式)についても本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第3四半期決算短信に記載された平成28年12月31日現在の発行済株式総数(7,140,078株)から、対象者第3四半期報告書に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数(15,000株)を控除した株式数(7,125,078株)に係る議決権の数(7,125個)を分母として計算しております。

(注2)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

応募株券等の数の合計(4,325,366株)が買付予定数の上限(3,563,000株)を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単元(1,000株)未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元(1,000株)未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超えたため、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数)減少させました。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地
みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

② 決済の開始日
平成29年5月24日(水曜日)

③ 決済の方法
公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに応募した株主(以下「応募株主等」といいます。)(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人が応募受けをした応募株主等の口座へお支払いします。

④ 株券等の返還方法
返還することが必要な株券等を決済の開始日以後、速やかに応募が行われた時の状態に戻します。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等につきましては、本公開買付けに係る公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載の内容から変更はありません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

丸井織物株式会社
(石川県鹿島郡中能登町久乃木井部15番地)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

以 上